

令和 7 年 10 月 2 日(木)
【照会先】
大分労働局労働基準部賃金室
室 長 竹内由香里
地方賃金指導官 徳部 典子
(電話)097(536)3215 内線 640

報道関係者 各位

**大分県最低賃金は、令和 8 年 1 月 1 日から時間額 1,035 円へ
～ 現行の時間額 954 円から 81 円の引上げ ～**

- 「大分県最低賃金」(現行：時間額 954 円)の改正について、令和 7 年 9 月 22 日に開催された大分地方最低賃金審議会(会長 井田雅貴)において、「同年 9 月 4 日の同審議会の答申どおり決定することが適当である」旨の答申があったことから、大分労働局長(秋山雅紀)は、「**時間額 1,035 円**」(引上げ額 81 円)とすることに決定しました。
- 改正後の大分県最低賃金(時間額 1,035 円)は、官報公示(令和 7 年 10 月 2 日)後、令和 8 年 1 月 1 日に発効することとなります。【別添資料 1～3 参照】
- 大分労働局では、管下の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)と共に、改正後の大分県最低賃金の周知を図るとともに、上記の決定も踏まえ、「業務改善助成金」等の最低賃金引き上げに伴う支援【次ページ及び別添資料 4 参照】について、県内の中小企業・小規模事業者の皆様に一層ご活用いただくようあわせて周知に努めてまいります。

【参考：大分県最低賃金額と前年度上昇率、上昇額】

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
最低賃金額	822 円	854 円	899 円	954 円	1,035 円
対前年度上昇率	3.79%	3.89%	5.27%	6.12%	8.49%
対前年度上昇額	30 円	32 円	45 円	55 円	81 円

大分県最低賃金は、県内の臨時・パート・アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。

業務改善助成金とは

最低賃金の引上げの環境整備対策として、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を行う制度です。

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

業務改善助成金に関するご不明点等は、コールセンターまでお問い合わせください。

TEL 0120-366-440 受付時間 平日 9:00～17:00

【注意事項】

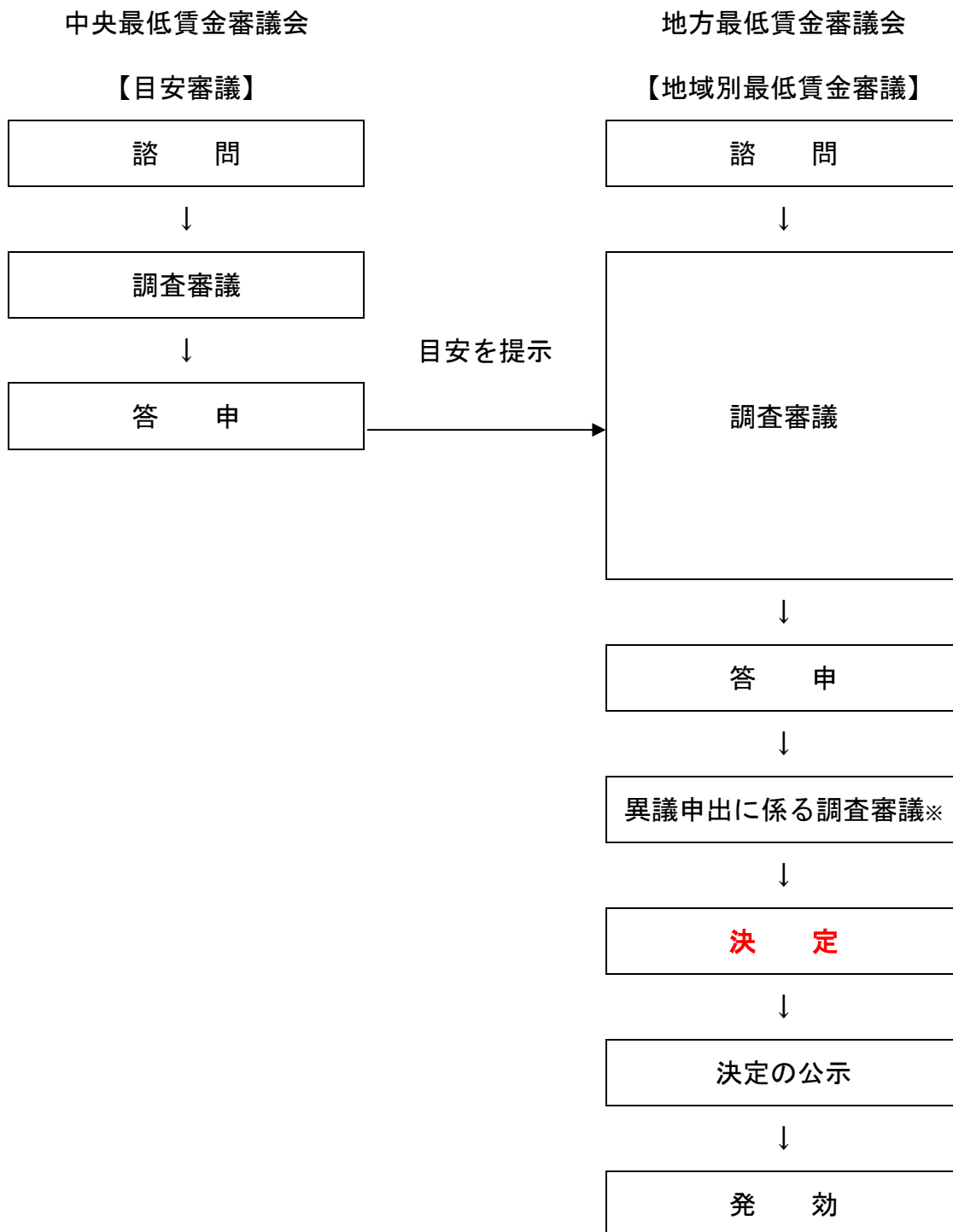
- ・令和7年度の申請締切は、令和7年12月26日です。（郵送の場合は必着）
- ・本助成金は予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・業務改善助成金の内容は、今後変更となることがあります。大分労働局又は厚生労働省のホームページをご確認ください。

キャリアアップ助成金等、最低賃金引き上げに伴うその他の支援策については資料4をご参照ください。

添付資料

- 1 地域別最低賃金の改正手続の流れ
- 2 最低賃金法【抄】
- 3 大分県の最低賃金（地域別）の推移
- 4 賃金引き上げの支援策

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）【抄】

（地域別最低賃金の決定）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

（地域別最低賃金の改正等）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（地域別最低賃金の公示及び発効）

第十四条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

大分県最低賃金(地域別)の推移

資料3

年度 \ 額	時間額 (円)	引上額 (円)	発効年月日
H14	606	1	H14.10.1
H15	606	0	据え置き
H16	607	1	H16.10.1
H17	610	3	H17.10.1
H18	613	3	H18.10.1
H19	620	7	H19.10.20
H20	630	10	H20.10.29
H21	631	1	H21.10.1
H22	643	12	H22.10.24
H23	647	4	H23.10.20
H24	653	6	H24.10.4
H25	664	11	H25.10.20
H26	677	13	H26.10.4
H27	694	17	H27.10.17
H28	715	21	H28.10.1
H29	737	22	H29.10.1
H30	762	25	H30.10.1
R1	790	28	R01.10.1
R2	792	2	R2.10.1
R3	822	30	R3.10.6
R4	854	32	R4.10.5
R5	899	45	R5.10.6
R6	954	55	R6.10.5
R7	1,035	81	R8.1.1

平成14年度から最低賃金額表示方式が日額・時間額併用方式から時間単価方式に変更

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

【お問い合わせ：業務改善助成金コールセンター 0120-366-440】

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（ ）です。

申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金

(賃金規定等改定コース) 【お問い合わせ：大分助成金センター 097-535-2100】

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

()括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

【お問い合わせ：雇用環境・均等室 097-532-4025】

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円 (2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	



活用のポイント

労働時間削減等の取組 (賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(1) 建設業の場合
(2) 労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(3) 別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

【お問い合わせ:大分助成金センター 097-535-2100】

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(2)を行った場合、7万円が支給されます。

1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分()	賃上げした場合の助成率・額
賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
経費助成率	訓練経費の45%～100% 制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

訓練コース・メニューによって上記区分～のいずれが支給されるか異なります(～全てが支給される場合もあればのみとなる場合もあります。)



活用のポイント

職業訓練 + 経費助成等

(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金

(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

【お問い合わせ:大分助成金センター 097-535-2100】

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(1・2)
賃金規定制度 諸手当等制度 人事評価制度	50万円 (40万円)
職場活性化制度 健康づくり制度	25万円 (20万円)
作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み

(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能()
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算() 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(2) ～を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。



支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
大分労働局

9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

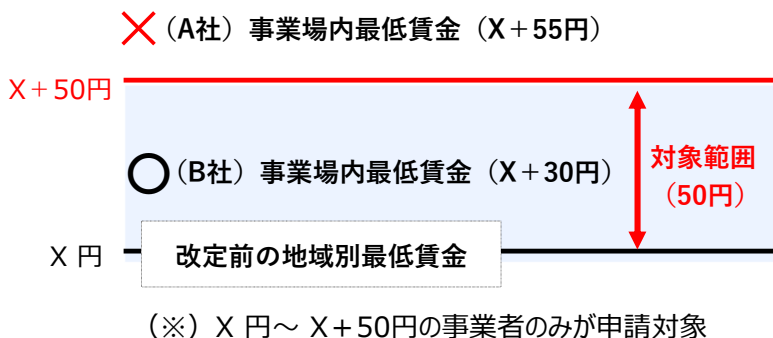
また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象

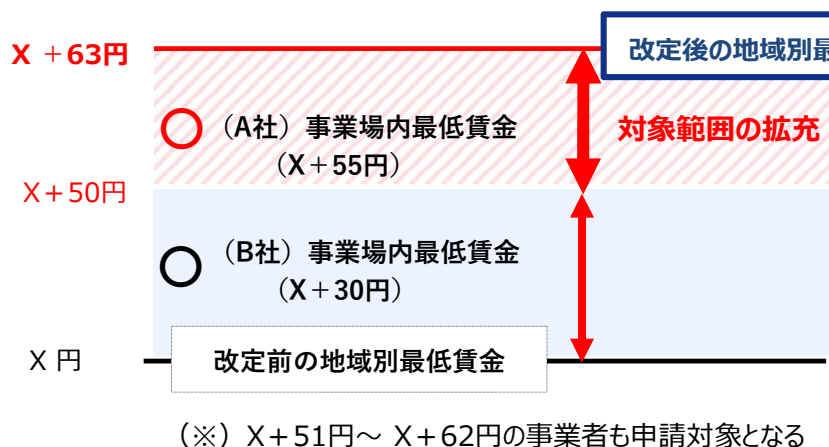


事業場内最低賃金が $X + 50$ 円 までの事業所が対象となります。

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が対象

＜例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 $X + 63$ 円（引上額63円）の場合＞



事業場内最低賃金が $X + 51$ 円 ~ $X + 62$ 円 までの事業所が対象となります！

※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

②賃金引上げ後の申請

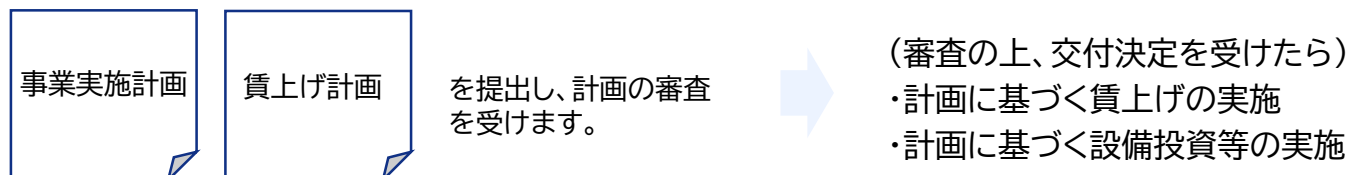
従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



拡充

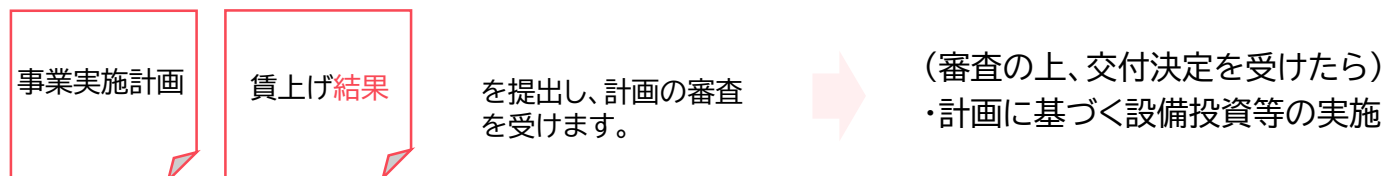
賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は**不要**となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ**結果**
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日まで勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。
電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)